

有価証券報告書の作成の仕方について
(平成16年3月期提出用)

財団法人財務会計基準機構企画部グループ長 沖宗 浩和

(財)財務会計基準機構では、去る4月1日から9日までの間、全国9か所11回にわたって、平成16年3月期に係る有価証券報告書の作成を前提とした「有価証券報告書の作成の仕方」(以下「本テキスト」)に基づき、作成上の留意点についての解説セミナーを開催した。

以下、本稿においては、本テキストにおける平成16年3月期に係る主な改正点について解説することとするが、文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 「事業等のリスク」等に関する事項

平成14年12月に金融審議会第一部会(以下「第一部会」)から「証券市場の改革促進」が公表され、有価証券届出書及び有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスに関する情報」、「リスクに関する情報」及び経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)についての開示の充実が提言されている。これを受けて、平成15年3月31日付で企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」)が改正され、事業の状況において、「事業等のリスク」、「財政状態及び経営成績の分析(MD&A)」が追加されるとともに、提出会社の状況において、「コーポレート・ガバナンスの状況」が追加された。

(1) リスク情報等の導入の背景

平成14年6月に「経済財政運営と構造改革に関する方針2002」が閣議決定され、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層促進していく」こととされた。この閣議決定を踏まえて、金融庁は、同年8月に「証券市場の改革促進プログラム」を公表した。

このプログラムは 誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築という3つの柱に沿って、発行体である企業、証券会社等の市場仲介者、取引所などの市場開設者、そして投資家に関する制度についての包括的な取組みを定めたものとなっている。

その後、同年9月に金融審議会は、その総会において「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた制度改正を伴う事項について、第一部会及び公認会計士制度部会において、幅広い観点から、具体的な議論を行うこととした。

これを受けて、第一部会では、証券市場の改革促進プログラムの内容のうち、ディスクロージャー制度に関する部分は、同部会及び金融分科会第一部会内に既に設置されていたディスクロージャー・ワーキング・グループ（以下「DWG」）において議論を行うこととし、その後のDWGでの議論を踏まえて、平成14年12月16日に第一部会報告「証券市場の改革促進」（以下「第一部会報告」）が取りまとめられた。

第一部会報告によると、「ディスクロージャー制度については、投資家の信頼が得られる市場を確保する観点から、企業の事業や財務に関する情報の開示に関し、開示すべき情報の充実・強化を図るとともに、企業活動の活性化を通じた経済の活性化を図るという観点から開示規則の整備を行うべきである。」また、「ディスクロージャーは、資金調達者たる企業と資金供給者たる投資家をつなぐ情報の架橋である。最近の米国における不正会計事件の教訓をも踏まえると、投資家保護と市場への信頼性の向上を図る観点から、監査の質と実効性の確保とともに、ディスクロージャーの充実・強化を図る必要がある。」と提言されている。

具体的なディスクロージャーに関する制度整備については、「証券取引法に基づくディスクロージャー制度の意義は、有価証券の内容、有価証券の発行者の財務内容、事業内容等の情報を正確、公平かつ適時に開示することにより、投資家保護及び有価証券の円滑な流通を図ろうとするものであり、こうしたディスクロージャー制度の意義を十分踏まえた上で、米国における企業会計改革法の制定など、最近の国際的な動向も踏まえつつ、」制度整備を行うべきであるとされており、

信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化、
経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備、
ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化
の3つのテーマについて検討が行われた。

その結果、第一部会報告におけるDWG報告では、「ディスクロージャーの充実・強化によるコーポレート・ガバナンスの強化などを通じた市場の信頼性の向上、中小・ベンチャー企業の資金調達や事業再編の円滑化などのための措置の具体化に早急に取り組むべき」であり、「具体的には、有価証券報告書における『リスク情報』、『経営者による財務・経営分析（MD&A）』及び『ガバナンス関連情報』の開示の充実」などの措置を具体化すべきとの結論に達している。

この第一部会報告を踏まえて、平成15年3月31日付で開示府令の一部改正が行われ、有価証券届出書及び有価証券報告書の様式に「リスクに関する事項」、「経営者による財務・経営成績の分析（MD&A）」及び「コーポレート・ガバナンスに関する事項」についての各項目が新設され、制度上のディスクロージャー情報の充実が図られた。

以下、これらの3つの新設項目について、その開示の考え方を解説する。

(2) 事業等のリスク

DWGの報告においては、リスクに関する事項については、「有価証券報告書、有価証券届出書において独立した項目を設け、一括して記載することが適切である。」

また、「記載すべき内容については、提出会社の自主的な判断に基づき、米国における登録届出書の記載内容の実例などの国際的な動向をも踏まえ、投資家が提出会社の事業の状況、経理の状況等について適正な判断を行い得るよう、できる限り幅広く、かつ、具体的に記載されることが望ましい。その際、真に重要な『リスク情報』が分かりやすく、かつ、簡潔に開示されるよう留意することが適切である。」と提言されている。

この提言を踏まえて、開示府令の第三号様式記載上の注意では、届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること、と規定されている。

なお、この第三号様式記載上の注意は、第二号様式記載上の注意に準じて記載することとなっているので、例えば、冒頭の「届出書に記載した」は「有価証券報告書に記載した」と読み替えるなどに留意が必要である。

具体的な記載内容については、まず、「事業等のリスク」の定義は、記載上の注意等では明文化されていない。そもそも、多種多様な事業を営むそれぞれの企業固有の事業を考慮した「事業等のリスク」の定義は、事実上、困難であると思われる。この点については、第一部会報告において、その記載すべき内容として、「提出会社の自主的な判断に基づき、記載されることが望ましい。」との提言がなされているため、提出会社が抱えているリスクについては、当然のことながら、提出会社自身が最もよく把握できるものであるので、例示等を参考にしながらできるだけ幅広く捉え、提出会社自身の判断に基づき開示していくことが期待されているものと思われる。

また、第一部会報告では、「米国における登録届出書の記載内容の実例などの国際的な動向をも踏まえ」と提言されているので、米国等における開示の状況をも斟酌して検討する必要があると思われる。なお、米国における開示の状況については、当財団が本年2月に公表した「有価証券報告書における「事業等のリスク」等の開示に関する検討について（中間報告）」（以下「中間報告書」）の中で、横浜市立大学の中條商学部助教授から「米国における開示の状況」を寄稿いただいているので、参考にしていきたい。

さらに、記載上の注意では「一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載

すること。」と規定されているが、これは、『事業の状況』、『経理の状況』等に関する事項で「事業等のリスク」に係る事項を本項においてまとめて記載することを求めているものであり、この中で「関する事項」と表現されていることから「事業の状況」等の項に直接的に記載されていない内容でも幅広く捉えて一括して記載することに留意する必要があると思われる。また、本項には一括して、簡潔な記載を行った上で、詳細な記載は「業績等の概要」欄等の記載を参照とする方法もあろうかと思われる。

ちなみに、記載上の注意における例示項目は、改正前の第2号様式記載上の注意(1)一般的事項cにおける「事業の概況等に関する特別記載事項」において例示されていた項目とほぼ同一である。したがって、これらの例示項目についての該当性・開示の要否を検討することも適当であると思われるが、その際には、企業内容等の開示に関する留意事項について(平成11年大蔵省金融企画局)、B個別ガイドライン「事業の概況等に関する特別記載事項」の記載例に関する取扱いガイドラインにおいて、具体的な記載例や実例が掲げられているので、これらも参考になるものと思われる。

資料2の記載事例は、あくまで参考という位置付けであり、ここに記載されている内容、項目等に拘泥されることのないようお願いしたい。

(2) 財政状態及び経営成績の分析(MD&A)

DWGの報告においては、「『経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)』に関する事項については、有価証券報告書、有価証券届出書において独立した項目を設け、一括して記載することが適切である。」また、「記載すべき内容については、提出会社の自主的な判断に基づき、米国における年次報告書の記載内容の実例などの国際的な動向をも踏まえ、投資家が提出会社の事業の状況、経理の状況等について適正な判断を行い得るよう、提出会社の財務状況及び経営成績についての経営陣による分析ができる限り幅広く、かつ、具体的に記載されることが望ましい。」とされている。

このDWGの提言を踏まえて、記載上の注意においては、「有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資家が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。」となっていると考えられる。

また、記載上の注意で、「記載した事業の状況、経理の状況等に関して～」とある。この「経理の状況等」の「等」の考え方については、事業の状況、経理の状況に関する事項以外にも、投資家が適正な判断を行うことができるような幅広い分析・情報の

記載が求められているものと思われる。

また、投資家は、有価証券報告書の記載内容について適正な判断を行うために事業の状況や経理の状況等の客観的事項に加えて、誰よりもその会社の事業に精通している経営者という視点から、経営戦略、財務業績等について、経営者自らの言葉による説明を求めているものと考えられることから、「代表者による」分析・検討内容の記載を行うことに意義があるものと考えられる。

しかしながら、記載上の注意では「提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の源泉及び資金の流動性に係る情報）」と記載されているだけで、個別・具体的な内容については明示されていない。これに関しては、第一部会報告では「米国における年次報告書の記載内容の実例などの国際的な動向をも踏まえ、記載されることが望ましい。」とされているので、米国等における開示の実例や年次報告書での開示の実例等も参考にしつつ検討することが考えられる。

ちなみに、米国における MD&A の開示の状況については、中間報告書において、リスク情報と同様に、横浜市立大学の中條商学部助教授から「米国における開示の状況」をご寄稿いただいているので、ご参考にしていただきたい。

資料 3 の記載事例において、項目 1 の「重要な会計方針及び見積り」は、記載上の注意では特に例示されていないが、会計基準において見積り要素が高まってきていることもあり、また、米国での年次報告書等において一般的に多くの会社が記載を行っている項目であるので、記載事例の項目として掲載している。

また、(4)「戦略的現状と見通し」、(6)「経営者の問題認識と今後の方針」についても、記載上の注意では特に例示されていないが、米国での開示事例等を参考に、MD&Aの項目として適当と思われるものを参考として掲載している。

ただし、当該記載事例はあくまで参考事例であり、実際の記載においては、各企業の経営実態等に即した代表者による分析・検討内容の記載が求められており、ここに掲載した項目等に拘泥されることのないよう留意する必要がある。

(3) コーポレート・ガバナンスの状況

DWGの報告においては、コーポレート・ガバナンスに関する事項については、「有価証券報告書、有価証券届出書において独立した項目を「提出会社の状況」の箇所

所に設け、一括して記載することが適切である。記載すべき内容については、提出会社の自主的な判断に基づき、できる限り幅広く、かつ、具体的に記載されることが望ましい。記載すべき内容についての具体的な例示としては、会社の機関の内容、内部統制システム・リスク管理体制の整備の状況、役員報酬（社内取締役と社外取締役の区分）、監査報酬（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬の区分）

などに関する情報等が考えられる。」といった提言がなされている。

ただし、コーポレート・ガバナンスについては、国際的にみても、そのあり方は国ごとに異なっており、その定義についても世界共通の統一基準のようなものは存在しないと思われる。また、わが国においても、その定義については様々な説があり、画一的なものは存在しないようである。

また、第一部会報告によるディスクロージャーの充実・強化に向けての報告においては、「提出会社の自主的な判断に基づき」という文言が付されており、企業の自主性に委ねることが基本的なスタンスであると思われるため、コーポレート・ガバナンスとは何かということも、企業が自ら判断することが求められているのかもしれない。

しかし、コーポレート・ガバナンスの状況を有価証券報告書において開示する場合、コーポレート・ガバナンスの定義をある程度明確にしないと、開示内容にばらつきが生じ、適正な開示が行われることへの障害になりかねないと思われることから、コーポレート・ガバナンスの定義について、有価証券報告書においてその状況を記載する場合においては、という限定条件を付けた上で、「企業統治という観点から、企業（特に公開会社）が、業務執行者に対するモニタリングやコントロールをどのように行うべきかということを中心に据えて、ステークホルダー（株主、債権者、従業員等の利害関係者）の会社経営への影響の及ぼし方、業績改善のための内部組織の問題なども含めて捉えることが適当である。」という考えを示した。

ただし、この定義はあくまで一つの考え方であり、提出会社の自主的な判断により、上記以外の考え方に基づいて記載することも、当然あり得るとされることにご留意いただきたい。

具体的な記載内容については、開示府令の第二号様式記載上の注意において、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）、監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容））について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとなっており、5つの項目が例示されている。

これらの項目は、あくまでも例示ではあるが、現状においては、この5項目を開示の中心に据えることが適当であると思われるので、以下において各項目の内容を解説する。

なお、記載上の注意では、「提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。」とされているが、これは、コーポレート・ガバナンスに関する開示は、原則として、提出会社の状況を記載することになるが、持株会社形態をとっているケースなど、連結ベースのコーポレート・ガバナンスの状況を記載した方が望ましいケースを想定しているのものと思われる。

会社の機関の内容

会社の機関とは、商法に規定する「株主総会」「取締役及び取締役会」「監査役」が、当然、含まれると思われるが、コーポレート・ガバナンスの状況についての記載であるので、法定機関というふうに限定することなく、会社の意思決定にあたっての主要な機関といったように幅広く捉えて開示することが適当であると思われる。例えば、株主総会、取締役会などの機関以外にも、会社の経営に関して重要な機能を果たす各種委員会（商法特例法上定められた委員会等設置会社における各種委員会に限定するのではなく、監査役設置会社で自主的に委員会を設置している場合を含む。）などについても記載することが望ましいと思われる。

また、監査役設置会社か委員会等設置会社かの別など、法律上いくつかの選択肢が認められている事項についての開示や各機関の名称・人員構成などの形態面に加えて、その目的、役割、開催頻度など各機関の機能面にも焦点をあてた開示も投資家にとって有用な情報ではないかと考えられる。

なお、会社の機関等の基本的な説明に際しては、「具体的にかつ、分かりやすく記載すること。」と記載上の注意にもあることから、図表などを用いて開示することも適当であると考えられる。

内部統制システムの整備の状況

内部統制システム概念については、いろいろな考え方があると思われるが、例えば、内部統制システムの重要性やあり方などを詳しく分析している米国のトレッドウェイ委員会報告書（通称 COSO レポート）や日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第 20 号「統制リスクの評価」等においては、適正な財務諸表を作成し、法規の遵守を図り、会社の事業活動を効率的に遂行するために経営者が構築する内部統制組織と、これに影響を与える内部経営環境から成るものと想定しているようである。

具体的な記載内容については、上記の報告書等が参考になると思われるが、例えば、内部統制組織の整備状況としては、内部監査部門やその他の内部牽制の仕組みについて記載し、内部経営環境としては、「事業等のリスク」で記載したリスク情報や経営者の内部統制に対する姿勢や考え方、さらには内部統制組織の運用状況、結果の報告やフィードバックなど企業経営への反映の仕方などの現状について記載することが考えられるのではないかと考えられる。

なお、内部統制組織については、組織の外観を示す内容が中心となるため、「会社の機関の内容」と関連すると思われる。資料 4 の記載事例(項目)においては、会社の機関の内容と内部統制システムの整備の状況を一つの項目として掲載している。

ただし、内部経営環境については、「事業等のリスク」と関連すると思われ、内部統制が経営者のリスクを軽減するための機能であることから、「リスク管理体制の整備の

状況」と関連すると思われることから、内部統制システムの整備の状況とリスク管理体制の整備の状況を一つの項目として記載することも適当であると考えられる。

リスク管理体制の整備の状況

ここでいうリスクとは何か、また、「事業等のリスク」で記載するリスクとどのような関係にあるかについては、明確にされているわけではないが、コーポレート・ガバナンスとの関連から、会社の経営に重要な影響を及ぼすものを中心にできるだけ幅広く捉えることが適当であると思われる。

具体的な記載内容については、全社的なリスク管理体制などに限定するのではなく、「事業等のリスク」で記載したような何らかのリスクに対して、内部的に定量的なルールや手続的なルールがある場合、さらには、何かトラブルが生じた際にそれに対応する仕組みがある場合など、その内容等について開示することが適当であると思われる。

また、リスク管理体制とコンプライアンス（法令遵守）体制とは密接な関係があると思われることから、社内のコンプライアンス体制について、その現状や体制強化に向けた取組み等の内容を記載することも可能であると思われる。

役員報酬の内容

役員報酬の内容については、社内取締役と社外取締役に区分した記載が求められているが、委員会等設置会社では社外取締役の設置が義務付けられているが、監査役設置会社には義務付けられていないので、例えば、監査役設置会社においては、取締役と監査役に分けて記載するなど細分化して記載することも投資家にとって有用であると思われる。

また、金額が不確定な報酬（例えば、業績連動型報酬）、金銭以外の報酬（例えばストック・オプションなど）が支払われている場合には、それらについても、その内容を含めて記載することが望ましいと思われる。

監査報酬の内容

監査報酬の内容は、監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容の記載が求められている。監査証明に係る監査報酬については、提出会社が監査法人等と締結している監査契約に基づいて支払うべき報酬の内容について記載することが求められているものと考えられる。監査契約の内容は会社ごとに相違しているものと思われ、会社によっては、商法監査と証券取引法の監査を明確に区分していないケースや共同監査形式による複数の監査人による監査が行われているケースなどが考えられるので、金額だけでなくその内容も投資家に分かるように記載することが適当と考えられる。

また、それ以外の報酬については、監査業務と非監査業務の同時提供を禁止した改正

公認会計士法第 24 条の 2 の対象外である業務、例えば、財務に関する調査立案、財務に関する相談、保証業務及び合意された手続業務 (Agreed-upon Procedures) 等に対する報酬が考えられるが、該当する場合には、その内容を記載することが望ましいと思われる。

資料 4 の記載事例(項目)は、あくまで参考という位置付けであるので、ここに記載されている項目・形式等に拘泥されることのないように重ねてお願いする。例えば、役員報酬及び監査報酬については、文章形式で記載されているが、営業報告書の雛型で示されたような表形式で記載する方法も考えられよう。

また、記載事例においては、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示しているが、コーポレート・ガバナンスについては、すでに東京証券取引所などで公表されている決算短信において、平成 15 年 3 月期からの開示が求められている。決算短信の記載要領では、各社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、会社の取組みに関する基本的な方針、目的、他の経営上の問題と比較した場合の優先順位などの記載が求められており、そのような内容を記載することも可能であると思われる。

2. 固定資産の減損に関する事項

平成 14 年 8 月 9 日に企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準」が公表され、これを受けて、企業会計基準委員会において、実務に適用する場合の具体的な指針等についての検討が行われ、平成 15 年 10 月 31 日に企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が公表された。

同会計基準及び適用指針により、減損会計は、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることとなり、平成 16 年 3 月 31 日から平成 17 年 3 月 31 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することが可能となったことから、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が平成 16 年 1 月 30 日に公布、施行された。この改正府令により、財務諸表等規則、連結財務諸表規則及び関連ガイドラインが改正されている。

この改正の主な内容としては、以下の 5 項目がある。

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示方法

減損損失を計上した場合の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の表示方法並びに損益計算書への注記方法

リース取引に関する注記の方法

有形固定資産等明細表における減損損失等の記載方法

セグメント情報における減損損失の記載方法

以下、本テキストの修正箇所について、財規等の改正内容に沿って解説する。

(1) 減損処理を行った資産の貸借対照表における表示方法

資料 5-1 は記載事例のための前提条件を示しており、「建物及び構築物」の科目においては、取得価額が 60,000(単位の百万円は省略、以下同じ。)、当連結会計年度の減損損失が 25,000、「機械装置及び運搬具」の取得価額が 50,000、減損損失 15,000、土地の取得価額が 20,000、減損損失 12,000 という前提で説明する。

なお、資料 5 に係る 4 つのパターンの連結貸借対照表の記載事例では、減価償却累計額については間接控除形式で記載することを前提としている。

資料 5-2 の直接控除形式の記載事例では、減損損失累計額は、財規 26 条の 2 第 1 項において、「当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。」となっているので、例えば、前連結会計年度での取得価額 60,000 であった建物及び構築物は、当連結会計年度においては、減損損失 25,000 を差し引いた 35,000 に取得価額が修正される。

資料 5-3 の独立間接控除形式の記載事例では、財規 26 条の 2 第 2 項において減損損失累計額は、「当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもって掲記することができる。」となっているので、減価償却累計額の次に減損損失累計額という科目を設けている。なお、土地については、減価償却を行わないので、間接控除形式は採用できないことに留意する必要がある。

資料 5 - 4 及び資料 5 - 5 の合算間接控除形式の記載事例では、財規 26 条の 2 第 3 項において、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除科目として掲記する場合には、「減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、「減価償却累計額」の科目をもって掲記することができる。」とあるので、合算間接控除形式 においては、当期の(1)建物及び構築物の減価償却累計額の科目に、減価償却累計額 20,000 と減損損失 25,000 を加えた 45,000 という数字で表示している。なお、この場合には財規第 26 条の 2 第 4 項に基づき、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記する必要がある。

合算間接控除形式 の記載事例では、財規ガイドライン 26 の 2 - 3 において、減損損失累計額を減価償却累計額に合算した場合には、「減価償却累計額及び減損損失累計額」の科目をもって掲記することができる、とあるので、「減価償却累計額及び減損損失累計額」という科目を設けている。

(2) 減損損失を計上した場合の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の表示方法並びに損益計算書への注記方法

損益計算書においては、財規第 95 条の 3 (特別損失の表示方法) が改正され、減損損失という科目が追加されており、また様式第五号 (連結損益計算書の雛型) に減損損失の科目が追加されているので、所要の修正を行った。

また、連結キャッシュ・フロー計算書については、連結財規の様式第八号 (連結キャッシュ・フロー計算書) に減損損失の科目が追加されたため、所要の修正を行

った。

損益計算書の注記に関しては、財規 95 条の 3 の 2 において、「減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない」と改正された。

1. 減損損失を認識した資産又は資産グループについての用途、種類、場所及びその他資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合にはその内容
2. 減損損失を認識するに至った経緯
3. 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
4. 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
5. 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

同注記の記載事例を資料 6 に示したが、この記載事例では全体を一つのストーリーとして記載し、その中に上記の 5 項目を織り込んだ文章形式で作成しているが、財規の規定では、記載方法について特に指定はないので、上記の 5 項目を項立てにして箇条書き的に記載する方法も考えられよう。

(3) リース取引に関する注記の方法

財規の第 8 条の 6 (リース取引に関する注記) が改正され、リース物件の借主の場合、「イ．当該事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額並びに未経過リース料残高相当額及びリース資産減損勘定の残高」と「ロ．当該事業年度における支払いリース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額」を記載することとなったため、資料 7 の記載事例のとおり (1) に減損損失累計額相当額、(2) にリース資産減損勘定の残高、(3) にリース資産減損勘定の取崩額及び減損損失、の各項目を追加した。

(4) 有形固定資産明細表における減損損失等の記載方法

貸借対照表で直接控除形式を採用している場合は、財規の様式第 9 号の記載上の注意、第 3 項のただし書きにおいて、「減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は『当期減少額』の欄に内書 (括弧書) として記載し、『当期末残高』の欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。」となっている (資料 8-1 参照)。

独立間接控除形式を採用している場合は、財規の様式第 9 号の記載上の注意、第 10 項において、「減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損

失累計額の科目をもって掲記している場合には、減損損失の金額は『当期償却額』の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額は、『当期末減価償却累計額又は償却累計額』の欄と『当期償却額』の欄の間に『当期末減損損失累計額』の欄を設けて記載すること。」になっている（資料 8-2 参照）。

合算間接控除形式を採用している場合は、財規の様式第 9 号の記載上の注意、第 11 項において、「減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して掲記している場合には、減損損失の金額は『当期償却額』の欄に内書（括弧書）として記載し、『当期末減価償却累計額又は償却累計額』の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、『減価償却累計額又は償却累計額』の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。」となっている（資料 8-3 参照）。

また、財規ガイドライン 118-2 の第 2 項において、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄を「当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額」とすることができるものとする。」なお、この場合においては、減損損失累計額が含まれている旨の記載を要しないこととなっている（資料 8-4 参照）。

(5) セグメント情報における減損損失の記載方法

連結財規様式第一号の（記載上の注意）第 7 項において、「重要な減損損失を認識した場合には、各セグメントへの影響額を記載すること。」となっている。セグメント情報は営業損益までの開示であるが、重要な減損損失は減価償却費と同様に、資産残高に重要な影響を及ぼすことから記載が求められているものと考えられる。

重要な減損損失を認識した場合には、セグメント情報の注記において、減価償却費の下に「減損損失」などの適当な項目を追加しセグメントへの影響額を記載するか、又は脚注において、減損損失の認識があったセグメント名とその影響額を記載するなどの方法が考えられよう。

また、セグメント情報で記載されている減価償却費の金額は、当連結会計年度の資産の残高に影響を及ぼす金額として、当連結会計年度に費用処理された減価償却費が記載されていることから、減損損失の影響額も当連結会計年度に費用処理された金額が記載されることになると考えられる。

なお、固定資産の減損に係る会計基準を早期適用した場合、会計方針の変更に該当するため、例えば、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」として資料 9 のような注記が必要となろう。ただし、この記載事例は直接控除形式を採用している場合を想定しており、それ以外の方式を採用している場合、例えば、独立間接控除形式を採用している場合には、なお書きの部分を「なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき減損損失累計額の科目をもって表示して

いる。」といった表現に変更する必要があると思われる。

3. 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の改正に関連する事項

平成 15 年 7 月 30 日付「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」による商法の改正により、定款に取締役会決議により自己株式の取得を行う旨を定めた場合には、当該定款の定めに基づき取締役会決議により自己株式を取得することができることとされた。

これに伴って平成 15 年 9 月 24 日付で「証券取引所に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布され、開示府令が同日付で改正されている。

開示府令の主な改正内容としては、有価証券報告書の様式の改正であり、2【自己株式の取得等の状況】において、「(1) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による償却のための自己株式の買受け等の状況」が「(1) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況」と変更されている。これは取締役会決議による自己株取得が認められたことと、「土地の再評価に関する法律」第 8 条の 2 第 1 項の規定により、土地の再評価差額金をもって自己株式を償却することができることとされた期限が平成 14 年 3 月 31 日までとされているため、当該項目が削除されている。

また、新たに「八 取締役決議による買受けの状況」の表が加えられている。

4. 厚生年金基金の代行返上に係る注記に関する事項

厚生年金基金の代行返上については、平成 15 年 5 月 30 日付で確定給付企業年金法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布により代行返上に係る手続き及びスケジュールが明らかとなったことを受け、退職給付会計に関する実務指針の改正が行われた。

これを受けて、テキスト本において所要の見直しを行ったが、これについては、前回のセミナー「半期報告書の作成に仕方について（平成 15 年 9 月中間期提出用）」において詳細に解説したため、今回は説明を省略する。

なお、本年 4 月 1 日以降に将来分支給義務免除の認可を受けても、経過措置を適用することは認められなくなっているため留意が必要である。

5. その他主な改正事項

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況、いわゆるゴーイング・コンサーンについては、当連結会計年度で開示 2 年目となることから、当連結会計年度に重要な疑義が発生した場合の記載事例の他に、前連結会計年度に重要な疑義が発生し、

当連結会計年度も継続している場合と前連結会計年度に重要な疑義が発生し、当連結会計年度は解消している場合を追加した。

当連結会計年度は重要な疑義が解消した場合では、当連結会計年度の欄は空欄となることに注意する必要があり、解消にいたった経緯、経営者の対応などの具体的な説明は、「対処すべき課題」や「業績等の概要」「リスク情報」「財政状態及び経営成績の分析（MD&A）」などの項目で詳細に行うことが考えられる。

（2）連結貸借対照表及び連結剰余金計算書

連結貸借対照表については、平成 13 年 6 月の商法改正により、法定準備金制度の整備が行われ、貸借対照表の資本の部の記載方法が変更になったことに伴い、前回の有価証券報告書では資本の部が 2 段書きになっていたが、今回は資本剰余金と利益剰余金の項目を設けた形で統一され、2 段書きは解消されている。なお、連結剰余金計算書も同じ理由により 2 段書きが解消されている。

（3）役員賞与に関する事項

本年 3 月 9 日付で企業会計基準委員会から、実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」が公表された。これは、平成 14 年改正商法により、委員会等設置会社では利益処分という形で取締役報酬、つまり役員賞与を行うことができないとされたことや、業績に連動するように役員報酬が定められたことにより、機関設計や役員報酬額の定め方によっては、内容的には同様の性格と考えられる役員の職務に関する支給の会計処理が異なるおそれがあるなどの意見を踏まえて検討したものである。

検討結果としては、役員報酬は、職務執行の対価として支払われるものであり、発生時に費用として会計処理することが適当であると考えられるとした上で、これまでの慣行に従い、商法第 283 条第 1 項の議案に基づき、利益処分により、株主総会決議時又は支給時に未処分利益の減少として、つまり、費用処理しないことも認められるとしている。

したがって、この実務対応報告により、役員賞与を発生時に費用処理する場合は、商法第 269 条の規定に基づくものとなるので、従来の商法第 283 条による手続きからの変更となる。その関係で、会計方針の変更には該当せず、重要性のある場合には追加情報として注記することとなるので留意する必要がある。

以 上

(資料1) 平成16年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

項 目	本 書
<p>1. 金融審議会第一会報告「証券市場の改革促進」を踏まえた企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に関連する事項</p>	<p>平成14年12月16日に金融審議会第一会から「証券市場の改革促進」が公表され、これを踏まえて平成15年3月31日付で企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」)が改正された。これに伴い、以下の項目を追加した。</p> <p>[事業の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等のリスク ・財政状態及び経営成績の分析 <p>[提出会社の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンスの状況 <p>[添付書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認書
<p>2. 固定資産の減損に関する事項</p>	<p>平成14年8月9日に企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準」が公表され、平成15年10月31日に企業会計基準委員会から「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が公表された。これを踏まえて、平成16年1月30日付で連結財規等及び関連ガイドラインが改正されたことに伴い、以下の事項を改正した。</p> <p>[経理の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭記載 ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結キャッシュ・フロー計算書 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 ・注記事項 <ul style="list-style-type: none"> (連結貸借対照表関係) (連結損益計算書関係) (リース取引関係) (セグメント情報) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・会計方針の変更 ・注記事項 <ul style="list-style-type: none"> (貸借対照表関係) (損益計算書関係) (リース取引関係) ・有形固定資産等明細表 <p>[監査報告書]</p>
<p>3. 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の改正に関連する事項</p>	<p>平成15年7月30日に「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、同年9月24日付で開示府令が改正された。これに伴い、以下の事項を改正した。</p> <p>[提出会社の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己株式の取得等の状況
<p>4. 厚生年金基金の代行返上に係る注記に関する事項</p>	<p>確定給付企業年金法の代行返上に係る政省令等の公布に伴い「退職給付会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第13号)の見直しが行われ、平成15年9月2日付で改正された。これに伴い、以下の事項を改正した。</p> <p>[経理の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加情報 ・退職給付に関する注記 ・重要な後発事象
<p>5. その他主な改正事項</p>	<p>[提出会社の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員状況(委員会等設置会社の場合の記載例を追加) <p>[経理の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況(前連結会計年度等に発生した場合の記載例を追加) ・連結貸借対照表及び貸借対照表(資本の部の2段書 通常形式) ・連結剰余金計算書(2段書 通常形式) ・紙媒体で提出する場合の記載例を削除(EDINETでの提出が義務付けられたため。)

7【財政状態及び経営成績の分析】(資料3)

記載事例

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表の作成にあたって、

.....
.....
.....である。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、イラク戦争による影響が懸念された米国経済が予想に反して回復基調を続けたことにより、同国への輸出比率が高い 事業が、前連結会計年度に比べて、

.....
.....
.....である。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く事業環境は非常に競争が厳しく、主力商品である の需要は年毎に大きく変動しがちである。また主要な原材料である は主に輸入に依存している。したがって、

.....
.....
.....である。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループとしては、これらの状況を踏まえて、当社グループが世界的に強固な地位を占める事業において、新たな主力商品の開発に注力するとともに、今後、世界的に需要の拡大が見込まれる x x 事業において、

.....
.....
.....である。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、前連結会計年度より 億円多い 億円のキャッシュを得ている。これは、

.....
.....
.....である。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めているが、ここ数年の世界的な 事業のビジネス環境の変化に鑑みると、当社グループを取り巻く事業環境は、さらに厳しさを増すことが予想され、

.....
.....
.....である。

(7)

.....
.....
.....である。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】(資料4)
記載事例(項目)

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、

.....

.....である。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、

.....

.....である。

会社の機関・内部統制の関係を分かりやすく示す図表

(図表)

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、

.....

.....である。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、

.....

.....である。

(3) 役員報酬の内容

当社の社内取締役に対する報酬の内容は、

.....

また、社外取締役に対する報酬の内容は、

.....

.....である。

(4) 監査報酬の内容

当社が 監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は、

.....

(上記以外の報酬の内容は、)

.....

.....である。

(5)

.....

.....である。

(注) 項目は記載上の注意に例示されたものであるが、 は記載することも可能であると思われる項目を示す。

(資料5 - 1)前提条件

(単位：百万円)

	取得価額	減価償却累計額 (前連結会計年度)	減損損失累計額	減損損失控除後の金額
建物及び構築物	60,000	20,000 (15,000)	25,000	15,000
機械装置及び 運搬具	50,000	25,000 (22,000)	15,000	10,000
土地	20,000	-	12,000	8,000
計	130,000	45,000 (37,000)	52,000	33,000

(資料5 - 2)直接控除形式

記載事例

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物及び構築物		60,000		35,000	
減価償却累計額		15,000	45,000	20,000	15,000
(2)機械装置及び運搬具		50,000		35,000	
減価償却累計額		22,000	28,000	25,000	10,000
(3)土地			20,000		8,000
有形固定資産合計			93,000	33,000	xx.x

(資料5 - 3)独立間接控除形式

記載事例

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物及び構築物		60,000		60,000	
減価償却累計額		15,000		20,000	
減損損失累計額		-	45,000	25,000	15,000
(2)機械装置及び運搬具		50,000		50,000	
減価償却累計額		22,000		25,000	
減損損失累計額		-	28,000	15,000	10,000
(3)土地			20,000		8,000
有形固定資産合計			93,000	33,000	xx.x

(資料5 - 4) 合算間接控除形式 (「減価償却累計額」の科目をもって掲記)

記載事例

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物及び構築物		60,000		60,000	
減価償却累計額		15,000	45,000	45,000	15,000
(2) 機械装置及び運搬具		50,000		50,000	
減価償却累計額		22,000	28,000	40,000	10,000
(3) 土地			20,000		8,000
有形固定資産合計			93,000	33,000	xx.x

(資料5 - 5) 合算間接控除形式 (「減価償却累計額及び減損損失累計額」の科目をもって掲記)

記載事例

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物及び構築物		60,000		60,000	
減価償却累計額		15,000		-	
減価償却累計額及び 減損損失累計額		-	45,000	45,000	15,000
(2) 機械装置及び運搬具		50,000		50,000	
減価償却累計額		22,000		-	
減価償却累計額及び 減損損失累計額		-	28,000	40,000	10,000
(3) 土地			20,000		8,000
有形固定資産合計			93,000	33,000	xx.x

(連結損益計算書関係)(資料6)

記載事例

前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)								
-	<p>・減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">半導体事業部 における 工場(××県 ××市)</td> <td style="text-align: center;">半導体製造設 備</td> <td style="text-align: center;">機械装置、建物 及び土地等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、(以下、資産をグループ化した方法について記載する)である。</p> <p>予想しえない市況の変化に伴う半導体の急激な価格低下により、同製品を製造する上記半導体事業部における 工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(××百万円)として特別損失に計上した。その内訳は、機械装置××百万円、建物××百万円、土地××百万円及びその他××百万円である。</p> <p>なお、(回収可能価額が正味売却価額の場合)当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については(以下、時価の算定方法について記載する)により評価し、機械装置については(以下、時価の算定方法について記載する)により評価している。</p> <p>(回収可能価額が使用価値の場合)当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを×%で割り引いて算定している。</p>	場所	用途	種類	その他	半導体事業部 における 工場(××県 ××市)	半導体製造設 備	機械装置、建物 及び土地等	
場所	用途	種類	その他						
半導体事業部 における 工場(××県 ××市)	半導体製造設 備	機械装置、建物 及び土地等							

(リース取引関係)(資料7)
記載事例 借主側

前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)				当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)				
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)		取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
機械装置及び運搬具	xxx	xxx	xxx	機械装置及び運搬具	xxx	xxx	xxx	xxx
その他	xxx	xxx	xxx	その他	xxx	xxx	-	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	合計	xxx	xxx	xxx	xxx
(2)未経過リース料期末残高相当額				(2)未経過リース料期末残高相当額等				
1年内 xxx百万円				1年内 xxx百万円				
1年超 xxx百万円				1年超 xxx百万円				
合計 xxx百万円				合計 xxx百万円				
リース資産減損勘定の残高 xxx百万円								
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料 xxx百万円				支払リース料 xxx百万円				
減価償却費相当額 xxx百万円				リース資産減損勘定の取崩額 xxx百万円				
支払利息相当額 xxx百万円				減価償却費相当額 xxx百万円				
(略)				支払利息相当額 xxx百万円				
				減損損失 xxx百万円				
				(略)				

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(資料8 - 1) 直接控除形式

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	60,000	-	25,000 (25,000)	35,000	20,000	5,000	15,000
機械及び装置	50,000	-	15,000 (15,000)	35,000	25,000	3,000	10,000
土地	20,000	-	12,000 (12,000)	8,000	-	-	8,000
有形固定資産計	130,000	-	52,000 (52,000)	78,000	45,000	8,000	33,000

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

(資料8 - 2) 独立間接控除形式

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期末減損損失累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産								
建物	60,000	-	-	60,000	20,000	25,000	30,000 (25,000)	15,000
機械及び装置	50,000	-	-	50,000	25,000	15,000	18,000 (15,000)	10,000
土地	20,000	-	12,000 (12,000)	8,000	-	-	-	8,000
有形固定資産計	130,000	-	12,000 (12,000)	118,000	45,000	40,000	48,000 (40,000)	33,000

(注)「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【有形固定資産等明細表】

(資料8-3) 合算間接控除形式 (「減価償却累計額」の科目をもって掲記)

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	60,000	-	-	60,000	45,000	30,000 (25,000)	15,000
機械及び装置	50,000	-	-	50,000	40,000	18,000 (15,000)	10,000
土地	20,000	-	12,000 (12,000)	8,000	-	-	8,000
有形固定資産計	130,000	-	12,000 (12,000)	118,000	85,000	48,000 (40,000)	33,000

(注) 1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれている。

(資料8-4) 合算間接控除形式 (「減価償却累計額及び減損損失累計額」の科目をもって掲記)

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	60,000	-	-	60,000	45,000	30,000 (25,000)	15,000
機械及び装置	50,000	-	-	50,000	40,000	18,000 (15,000)	10,000
土地	20,000	-	12,000 (12,000)	8,000	-	-	8,000
有形固定資産計	130,000	-	12,000 (12,000)	118,000	85,000	48,000 (40,000)	33,000

(注) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

(資料9)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

記載事例

前連結会計年度 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
-	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日)が平成 16 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。これによる税金等調整前当期純利益に与える影響額は、×××百万円である。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>